

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン

FUKUOKA

<http://www.fukuoka-bma.jp>

2023

2

Issue ● 350

2022年度(第28回)都市ビル環境の日
第15回「子ども絵画コンクール」最優秀賞



『クリーナーフィッシュ』
具島 藍子さん(那珂小学校3年)の作品

編集・発行/公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432



2023年
4月1日より

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が 引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

2023年3月31日まで

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率
大企業・中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

▷2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取り扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合、
深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。
(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

役員立候補届のお知らせ

当協会の役員(理事)の任期満了に伴い、令和5年5月開催の令和5年度定時社員総会において立候補による新役員を選任を行います。

つきましては、当協会の定めるところにより、理事に就任のご意志をお持ちの方は、立候補届を2月28日(火)までに当協会事務局へご提出をお願いいたします。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて、就業規則の変更が必要となる場合があります。「モデル就業規則」も参考にしてください。



<就業規則の記載例>

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下……25%
 - ② 時間外労働60時間超 ……50%
- (以下、略)

具体的な算出方法(例)

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

- 算出例
- ▷ 1か月の起算日は毎月1日
 - ▷ 法定休日は日曜日
 - ▷ カレンダー中の青字は、時間外労働時間数
 - ▷ 時間外労働の割増賃金率
 - 60時間以下…25%
 - 60時間超 …50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

▲ 法定休日労働

▲ 月60時間を超える時間外労働

- 割増賃金率
- ◆ 時間外労働(60時間以下)………カレンダー白色部分=25%
 - ◆ 時間外労働(60時間超) ………カレンダー青色部分=50%
 - ◆ 法定休日労働 ………カレンダーグレー部分=35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法(例)

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

<活用例>

労務管理の報告義務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した。

● 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

● 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった。

勤怠管理システム導入費用と就業規則の改正費用に、働き方改革推進支援助成金を活用

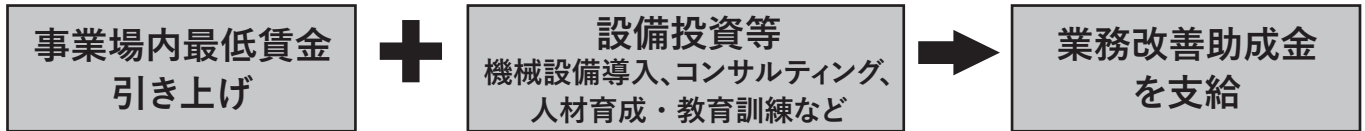
- 助成率 75%
 - 一定の要件を満たした場合 80%
- 上限額 最大 250万円
 - 事業場内賃金の引き上げ等の一定の要件を満たした場合 最大 490万円

業務改善助成金(通常コース)のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

業務改善助成金(通常コース)とは

※申請期限：令和5年3月31日
(事業完了期限：令和5年3月31日)



中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、設備投資を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の方が広がりました。

改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者 A
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

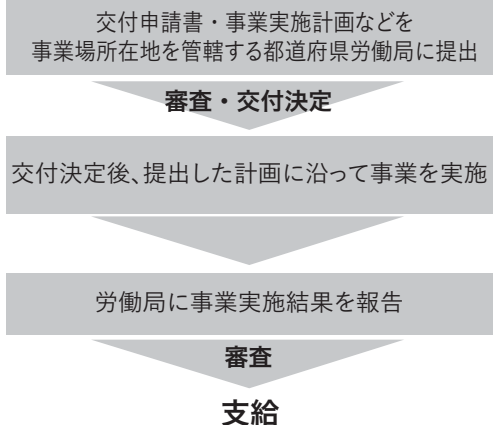
※10人以上の上限額区分は、<特例事業者>(右頁参照)が対象です。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

- ()内は生産性要件を満たした事業場の場合
- 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人あたりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算して支給されます。

助成金支給の流れ



交付申請書等の提出先は、管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です。

対象となる事業者

一般事業者：次のどちらにも該当する事業場

- ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内

特例事業者：一般事業者のうち、次の① ② ③のいずれかに該当する事業場

また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

①事業場内最低賃金 920 円未満の事業場

②売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近 3 か月間の月平均値が前年、前々年または 3 年前の同じ月に比べて、15%以上の減少している事業者

③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前 3 か月間のうち任意の 1 か月の利益率が 3%ポイント以上低下している事業者

助成対象経費の例

設備投資	● POS レジシステム導入による在庫管理の短縮 ● リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

一部の特例事業者は
助成対象経費が
拡大されます！

対象経費が拡大

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する 設備投資	● 定員 7 人以上または車両本体価格 200 万円以下の乗用自動車や貨物自動車等 ● パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。B

関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など
--------	-------------------------------

※「関連する経費」への助成は、生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



<生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用 3 輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



注意事項・お問い合わせ

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和 5 年 3 月 31 日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

その他、詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

(参考)働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索

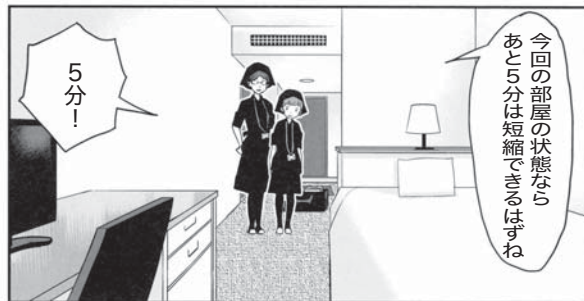
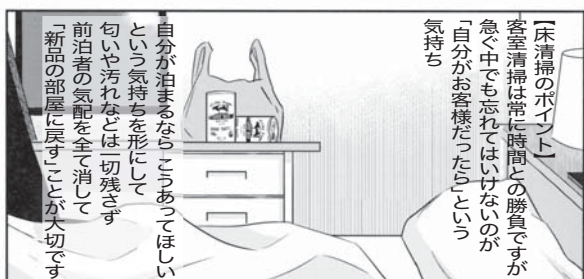
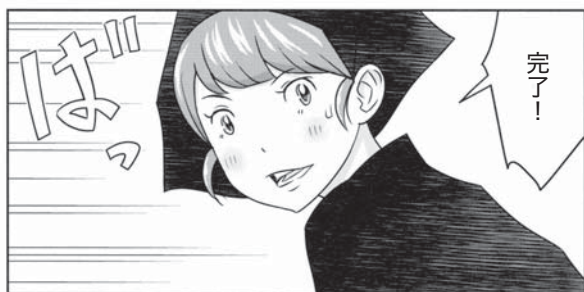


編著 (株)セイビ九州
マンガ 松本 康史

連載 「客室清掃の魔法」 5

こんなミスに 気を付けよう!

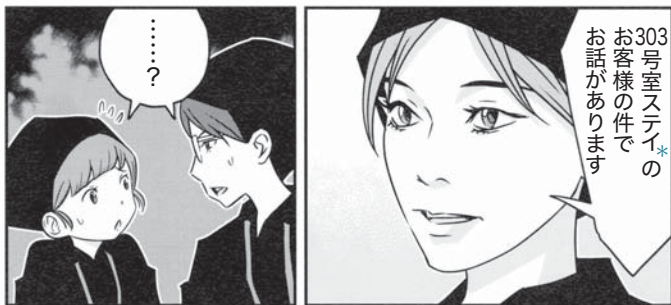
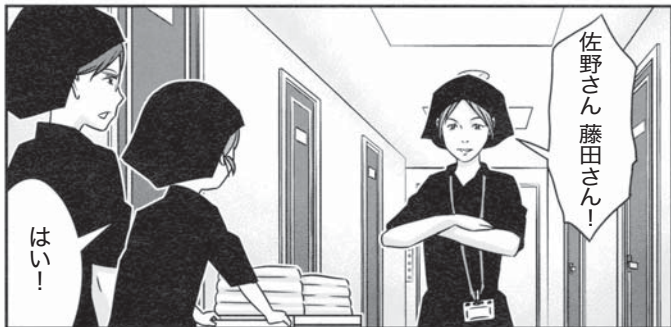
客室清掃の仕事は、たとえるなら「積み木」のようなものです。ベッドメイク、バスルーム清掃、床掃除、窓や鏡面磨き……とスタッフは客室のピースを丁寧に素早く積み上げていきますが、それでも人間のやることですから、ミスは起こり得ます。ミス防止の最後の砦がインスペクション(清掃点検)です。残念ながら、ここで詳しく触れることはできませんが、もっとも重要なことは「仕組みと環境づくり」です。特に新人の頃にはミスが起こりがちなため、現場チーフによる二重のインスペクションで完璧をめざします。



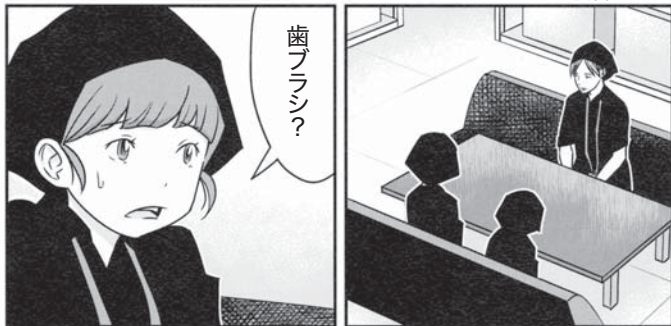
ポイント 解説

客室全体の仕上げと最終チェック

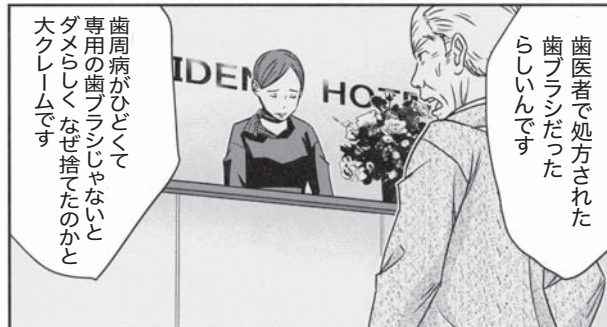
⑤で紹介したのは、インスペクションの一コマです。床の片隅で、ほとんど目の届かないところに「食べ物のかげらが落ちている」という事実は、小さな見落としかもしれません。しかし、これが蓄積すると衛生上の問題に拡大します。また、ゲストの安全を守るためにも、ガラスの破片などは見逃せません。「見えないところだから……」などと、決して考えてはならないのです。インスペクションには客室の品質向上、スタッフのスキル向上という目的に加え、「これくらいは大丈夫」という意識の甘さを払



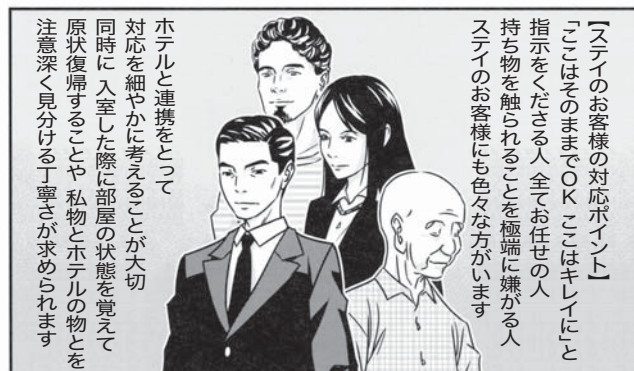
*ステイ: 連泊のこと



①



②



③

拭することや、小さな見落としを防いで品質低下を起こす問題の芽を摘んでおく、という狙いも含まれているのです。

ゲストの要望を正確に把握しよう

⑥で紹介したのは、連泊のゲストへの対応で起こりがちなトラブルです。個人の習慣や生活ルールが持ち込まれることになるので、連泊のゲストに対しては個別の気配りが必要です。フロントとも連携して情報を交換し、ゲストの要望を正確に把握します。必要なこと、不要なことを理解したうえで、業務に臨むことが求められます。

今回は引き続き、「こんなミスに気を付けよう②」を掲載します。

厚生労働大臣表彰



株式会社 ミカサ
代表取締役 倉重 一男

(公社)福岡県ビルメンテナンス協会の推薦により、令和5年1月19日(木)、東京都千代田区の日本教育会館で行われた第50回建築物環境衛生管理全国大会において、倉重一男氏が令和4年度厚生労働大臣表彰の栄に浴されました。

永年に亘って建築物環境衛生事業に尽力されたご功績が特に顕著であったと認められたものであり、心からお喜び申し上げます。

祝
受賞おめでとう
ございます

(公財)日本建築衛生管理教育センター

会長表彰



有限会社 南都ビル管理社
代表取締役 熊谷 清文

(公社)福岡県ビルメンテナンス協会の推薦により令和5年1月19日(木)、東京都千代田区の日本教育会館で行われた第50回建築物環境衛生管理全国大会において、熊谷清文氏が2022年度(公財)日本建築衛生管理教育センター会長表彰の栄に浴されました。

永年に亘って協会研修会講師として、従事者の資質の向上に尽力されたご功績が特に顕著であったと認められたものであり、心からお喜び申し上げます。

2月 行事予定

1	水	防除作業従事者研修 (久留米会場) 於：久留米地域職業訓練センター
8	水	防除作業従事者研修 (北九州会場) 於：北九州パレス
20	月	防除作業従事者研修 (福岡会場) 於：福岡県自治会館
21	火	清掃作業従事者研修 (集合教育) 基礎コースII (福岡会場) 於：ももちパレス
27	月	14:00~ 第148回理事会 於：県協会会議室

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

会員に関する各種変更のお知らせ



株式会社にしけいメンテナンス

■変更事項 ①代表者②協会担当者
③メールアドレス

■変更日 ①令和4年12月1日
②③令和4年8月1日

【新】①代表取締役社長 山口 浩一
②取締役統括部長 山田 勝
③yamada-m@nisik-g.co.jp

【旧】①代表取締役社長 三池 信一
②取締役統括部長 田中 実
③s_miike@nisik-g.co.jp

西日本ビル管理株式会社

■変更事項 退会

■変更日 令和4年12月31日

<令和4年度11月分>労働災害発生状況 ※ ()内は前年同月の状況

Report

安全第一

労働福祉委員会調査

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3(4)	2(9)	1(5)				1(1)	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人				5(2)			2	14(21)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	合計
人		(1)	1	2(1)	5(3)	1(2)	5(14)	14(21)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	4(7)	4(3)	1(3)	4(3)	(5)	1		14(21)



小石原川ダム

表紙の写真

ビルメン業に不可欠の
水を貯めるダム series ⑤

独立行政法人水資源機構が建設・管理しているダムで、洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規利水を目的としています。ロックフィルダムであり、高さ139メートルは九州一です。また、ダム湖畔にオートバイ専用の交通公園が昨年4月24日オープン。自動二輪車専用で、運転技術の向上を図りつつ安全な運転を目指すため、公園内のコースでバイク操作の練習ができます。